



DEPARTMENT OF THE AIR FORCE  
374TH AIRLIFT WING



2022年3月14日

横田基地の人員に対する覚書

差出人: 第 374 空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 公衆衛生非常事態ならびに健康保護態勢 :

a. 在日米軍司令官による2022年1月6日付健康保護態勢についての基本方針に従い、横田基地ならびに多摩ヒルズ・レクリエーション・エリアにおける健康保護態勢（HPCON）レベルは、**BRAVO（ブラボー）**とする。

b. コロナウイルスの感染は、未だ横田基地の人員に危険をもたらしています。よって、2019年3月28日付の国防総省命令（DoDI）6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」ならびに2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。この宣言は、更新及び再発布、または私もしくは私の後任によって期限を待たずに取り消される場合を除き、**2022年5月18日**まで有効とする。

c. 以下に続くこれらの対策は米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め（しかしこれらに限定されるものではない）、現在横田基地にいる、もしくは所属する**全ての人員が守ることを義務付ける**。この命令の対象者はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。この公衆衛生非常事態宣言期間中にこの命令に従うことを拒否する者、もしくは違反する者は、拘束される可能性があります。軍法が適用されない人員については、日本の司法当局が対応するまでの間、拘束される可能性があります。更に、この公衆衛生非常事態宣言期間中にこの命令に従うことを拒否、もしくは違反する米軍人は、統一軍法の下に処罰される可能性があります。統一軍法が適用されない人員で、この公衆衛生非常事態宣言の期間中に命令に従うことを拒否する、もしくは違反する者については、扶養家族の早期送還、基地への入門禁止、もしくは基地退去を含む（しかしこれらに限定されるものではない）行政処分が与えられる可能性があります。

d. 以下に続く対策は、**2022年3月14日0001時から施行**され、更新および再発布、または私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り有効とする。この方針は、少なくとも15日毎に見直しを行い、これらの措置を継続もしくは改正すべきかを検討する。

2. **移動制限**：基地外での活動を行うにあたっては、日米地位協定が適用される人員は、地域コミュニティおよび都府県の指針に従うこと。軍施設にあっては、日米地位協定が適用される人員は当該施設の指針に従うこと。更に、在日米軍関係者以外の人員については、横田基地または多摩ヒルズレクリエーションエリアに公用以外の目的で立ち入りを禁止されることはない。

3. **任務上必要不可欠とされる旅行**：第374空輸航空団の人員でワクチン接種を完了した者が公費で出張に出かける場合、当該人員の指揮系統内のO-6が許可を与える。全ての出張には、2021年3月15日付の国防長官の覚書、「コロナウイルス感染症2019に対する、状況に応じたアプローチについての更新－人員の移動ならびに旅行の制限に関して」、に記載される12項目の例外に該当する場合を除き、前述の許可を必要とする。更に、司令官は基地外への任務上必要不可欠とされる旅行を許可する前に、当該人員のCOVID-19ワクチンのブースター接種状況を熟考するべきである。

#### 4. **休暇/短期特別休暇**:

a. 個人の居所または地域における休暇/短期特別休暇は、直属の監督官より許可を得ることができる。軍人もしくは民間人従業員の日本国外での休暇/短期特別休暇については、中隊長またはそれと同等の権限を持つ者から許可を得ることができる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その休暇を希望するメンバーと共に、旅行のリスク評価を行い、休暇/短期特別休暇を過ごす地の健康保護態勢を確認することが義務付けられる。リスク評価を行うにあたり、許可権限を持つ者は、当該メンバーが COVID-19 にかかった場合の重症化リスクの有無、目的地における COVID-19 の感染状況、当該メンバーのワクチン接種状況、および、当該メンバーが自己観察の方法を知っており、万が一 COVID-19 の症状を発症した場合、対応法に関する知識の有無等を確認する。許可権限を持つ者が、リスク評価について不明な点がある場合は、公衆衛生の専門家に相談のこと。

b. 軍用機の空席利用は、旅行者の特例許可申請に対し、空軍長官に権限を委任された司令系統内の O-6 またはそれに相当するシビリアンによる承認のサインを得た場合にのみ許可される。

#### 5. **マスク着用に関するガイダンス**:

a. **医療・歯科施設内を除き、基地内では屋内外を問わずマスク着用の義務はない**（その医療・歯科施設は第374医療群司令官が指定する場所とする）。この措置は、**ワクチン接種状況にかかわらず**、横田基地および付属施設（多摩ヒルズレクリエーションエリアなど）にいる全て人に適用される。

b. 個人の判断において、施設内でのマスク着用を継続してよい。但し、COVID-19の症状がある者、COVID-19検査の陽性者、またはCOVID-19陽性者との接触があった者は、医療従事者の許可が下りるまでマスクを着用すること。

c. 日米地位協定が適用される全人員は、基地の外においては、ワクチン接種状況にかかわらず、公共の場所即ち住居の外でのマスクの着用が求められる。日本国民は通常、公共の場においてマスクを着用することから、我々の人員も基地外にあっては、感染症拡大を防止するために、また、接受国の国民に、我々が責任を持って行動している印象を促進するためにマスクを着用すべきである。

6. 隔離に関するポリシー：ほとんどの場合、COVID-19検査で陽性が出た個人もしくは陽性者の濃厚接触者は、COVID-19の医療提供者と相談のうえ自宅での隔離が可能となる。

7. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、それらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応することが不可欠です。

8. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部（メールアドレス [374aw.pav3@us.af.mil](mailto:374aw.pav3@us.af.mil)）までお問い合わせください。

第 374 空輸航空団司令官

米国空軍大佐 アンドリュー・J・キャンベル